

## 障害基礎年金・障害厚生年金

### ● 障害基礎年金

国民年金加入中などに、病気やけがで一定の障害がある状態になったときに申請ができます。障害の程度により 1 級と 2 級があります。（この等級は障害者手帳の等級とは異なります）

#### 1 受給要件

①20 歳未満に初診日がある場合

②国民年金加入中に初診日があり、下記のア、イのいずれかを満たしている場合

ア. 初診日の前 1 年間の年金保険料をきちんと納めている

イ. それまでの年金加入期間の 2 / 3 以上の年金保険料を納めている

上記①②のどちらかを満たし、障害認定日（初診日から 1 年 6 カ月を経過した日）において国民年金法施行令に定める障害程度であること

#### 2 年金額

1 級 年額 973,100 円

2 級 年額 778,500 円

※ 障害年金基礎年金の受給権を得たときに、その人が生計を維持していた子がいる場合は、18 歳到達年度の末日まで（障害のある子の場合は 20 歳未満）の間は次の額が加算されます。

2 人目までの子 1 人につき 年額 224,000 円

3 人目以降の子 1 人につき 年額 74,600 円（平成 25 年 10 月～）

#### 3 問い合わせ先

○ 国民年金加入中に初診日のある方

市町名	担当	電話番号
久留米市(田主丸町)	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2112
うきは市	うきは市市民生活課 国保年金係	0943-75-4973

○ 厚生年金加入中に初診日のある方

久留米年金事務所

TEL : 0942-33-6192

FAX : 0942-34-2449

住所 : 久留米市諏訪野町 2401

○ 共済年金等加入中に初診日のある方

加入していた各保険の窓口

## ● 障害厚生年金

厚生年金加入中に、病気やけがで一定の障害がある状態になったときに申請ができます。障害の程度により1級から3級まで、その他に障害手当金（一時金）があります。（この等級は障害者手帳の等級とは異なります）

### 1 受給要件

- ①初診日において厚生年金加入中であること
- ②下記のア、イのいずれかを満たしている場合
  - ア. 初診日の前1年間の年金保険料をきちんと納めている
  - イ. それまでの年金加入期間の2/3以上の年金保険料を納めている

上記①②のどちらかを満たし、障害認定日（初診日から1年6ヶ月を経過した日）において国民年金法施行令または厚生年金法施行令に定める障害程度であること

### 2 年金額

1級	年額 報酬比例の年金額×1.25
2級	年額 報酬比例の年金額×1.0
3級	年額 報酬比例の年金額×1.0
障害手当金（一時金）	報酬比例の年金額×2

- ※ 障害厚生年金の受給権を得たときにその人が生計を維持していた配偶者がいる場合は、配偶者加給年金額として226,300円が支給されます。（配偶者が自身の年金等を受給できる場合を除く）
- ※ 障害程度 1～3級に該当しない軽度の場合であっても、障害手当金（一時金）が支給される場合があります。

### 3 問い合わせ先

久留米年金事務所

TEL：0942-33-6192

FAX：0942-34-2449

住所：久留米市諒訪野町2401

## 特別障害給付金

国民年金に加入していなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障害者に対して支給されます。

### 1 受給要件

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生であって、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の1・2級相当の障害程度の方
  - ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者などの配偶者であって、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の1・2級相当の障害程度の方
- ※障害基礎年金や障害厚生年金を受給できる人は対象外です。  
※65歳に達する日の前日までに、障害基礎年金の1・2級相当の障害の状態に該当する人に限られます。

### 2 支給額

障害基礎年金 1級相当の方 月額 49,500円

// 2級相当の方 月額 39,600円 (平成25年10月~)

※本人の所得が一定の額以上であるとき、本人が他の年金を受給している場合は、全額または半額の支給が停止される場合があります。

### 3 問い合わせ先

#### ○各市町窓口

市町名	担当	電話番号
久留米市(田主丸町)	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2112
うきは市	うきは市民生活課 国保年金係	0943-75-4973

#### ○久留米年金事務所

TEL: 0942-33-6192 FAX: 0942-34-2449

住所: 久留米市諒訪野町 2401

#### ○ねんきんダイヤル

TEL: 0570-05-1165

(IP電話やPHSからは 03-6700-1165)

## 特別障害者手当・障害児福祉手当

### ● 特別障害者手当

#### 1 対象者

日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳以上のお宅の重度障害のある

①重度の障害が重複している方

②重度の肢体不自由で、かつ日常生活に特別な介護を必要とする方

③心臓・じん臓などの内部障害があり、絶対安静が必要な方

④知的障害、または精神に障害のある方で、日常の動作、行動にほぼ全面的に介護が必要な方

#### 2 支給額 月額 26,260円（平成24年度） ※各年度で変動します

#### 3 手続きの方法

支給にあたっては、対象者に該当することのほかに、ご家族の所得状況等の様々な条件があります。

詳細は窓口にお問い合わせください。

#### 4 窓口

市町名	担当	電話番号
久留米市(田主丸町)	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2113
うきは市	うきは市福祉事務所 福祉係	0943-75-4961

### ● 障害児福祉手当

#### 1 対象者

日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳未満のお宅の重度障害のある

①身体障害者手帳1級および2級の一部の方

②療育手帳Aで、IQがおおむね20以下の方

③血液疾患、肝臓疾患などにより①②と同程度以上の状態にある方

④知的障害または精神に障害のある方で、日常動作、行動にほぼ全面的に介護が必要な方

#### 2 支給額 月額 14,280円（平成24年度） ※各年度で変動します

#### 3 手続きの方法

支給にあたっては、対象者に該当することのほかに、ご家族の所得状況等の様々な条件があります。

詳細は窓口にお問い合わせください。

#### 4 窓口

市町名	担当	電話番号
久留米市(田主丸町)	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2113
うきは市	うきは市福祉事務所 福祉係	0943-75-4961

## 特別児童扶養手当・児童扶養手当

### ● 特別児童扶養手当

#### 1 対象者

20歳未満で障害年金基礎年金受給者と同程度の障害がある児童を監護している父母、または養育者。

※児童が施設に入所している場合や、障害を事由とする公的年金を受給している場合は対象外

#### 2 支給額 月額 1級 50,050円

(平成26年1月現在) 2級 33,330円 (額は改定があります)

#### 3 手続きの方法

支給にあたっては、対象者に該当することのほかに、ご家族の所得状況等の様々な条件があります。

詳細は窓口にお問い合わせください。

#### 4 窓口

市町名	担当	電話番号
久留米市(田主丸町)	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2112
うきは市	うきは市福祉事務所 子育て支援係	0943-75-4961

### ● 児童扶養手当

#### 1 対象者

下記①～⑦に該当し、父または母と生計を同じくしていない児童を監護している母または父、または父母に代わってその児童を養育している方。

- ①父母が離婚
- ②父または母が死亡
- ③父または母に障害がある（障害基礎年金1級程度）
- ④父または母の生死が不明
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている
- ⑥父または母が1年以上拘禁されている 18歳到達年度の末日までの間にある児童
- ⑦父母が未婚で障害がある場合は20歳未満の児童

※児童が、障害のある父または母に支給されている公的年金額の加算対象になっている場合や、父母などが老齢福祉年金以外の公的年金を受給できる場合は対象外です。

## 2 支給額（平成26年1月現在）

区分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	41,140円	46,140円	49,140円
一部支給	9,710~41,130円	14,710~46,130円	17,710~49,130円

(額は改定があります)

## 3 手続きの方法

支給にあたっては、対象者に該当することのほかに、ご家族の所得状況等の様々な条件があります。  
詳細は窓口にお問い合わせください。

## 4 窓口

市町名	担当	電話番号
久留米市(田主丸町)	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2112
うきは市	うきは市福祉事務所 子育て支援係	0943-75-4961

【MEMO】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万が一（死亡・重度障害）のことがあったときに、残された心身障害者に終身一定額の年金を支給する制度です。

### 1 対象となる人

- ①身体障害者手帳 1、2、3 級をお持ちの方
- ②知的障害のある方
- ③精神または身体に永続的な障害のある方で、①または②と同程度の障害と認められる方  
(精神疾患、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)

### 2 加入できる保護者

対象となる心身障害者を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族等）であって、次のすべての要件を満たしている方

- ①福岡県内に住所があること
- ②年齢が満 65 歳未満であること（加入時の年度の 4 月 1 日時点における年齢）
- ③生命保険に加入できる健康状態であること
- ④対象となる心身障害者 1 人に対して、加入できる保護者は 1 人であること

### 3 掛金月額（平成 25 年 4 月 1 日現在）

年齢	掛金月額（1 口あたり）
35 歳未満	9,300 円
35 歳以上 40 歳未満	11,400 円
40 歳以上 45 歳未満	14,300 円
45 歳以上 50 歳未満	17,300 円
50 歳以上 55 歳未満	18,800 円
55 歳以上 60 歳未満	20,700 円
60 歳以上 65 歳未満	23,300 円

※ 年齢は、加入時の年度の 4 月 1 日の年齢

### 4 掛金の免除

加入者が、次の「要件 1」「要件 2」の両方に該当し、いずれか長い方の期間、継続して加入された場合は、以後の掛け込みは不要となります。

要件 1：加入日（口数追加分については口数追加日）から 20 年

要件 2：加入日（口数追加分については口数追加日）から加入者が 4 月 1 日時点で満 65 歳である年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の加入応当日の前日までの期間

## 5 掛金の減免

掛金の納付が困難な方等に対して掛金の減免を行っている場合がありますので、詳しくは窓口でお尋ねください。

## 6 年金の給付について

加入者が対象となる心身障害者の生存中にお亡くなりになられたとき、または加入日（口数追加分については口数追加日）以降の疾病または災害を原因として、重度障害状態に該当していると認められたときは、その月から終身にわたり年金が支給されます。

- ・1 口加入の方 月額 20,000 円
- ・2 口加入の方 月額 40,000 円

## 7 加入の手続き

保護者がお住いの市町村の担当窓口にてお申し込みください。

《必要なもの》

- ・印鑑
- ・住民票の写し（申込者及び対象となる心身障害者それぞれに必要です）
- ・対象となる心身障害者の障害の種類及び程度を証明する書類  
(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳及び年金証書等、または診断書)

## 8 窓口

市町名	担当	電話番号
久留米市(田主丸町)	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2113
うきは市	うきは市福祉事務所 福祉係	0943-75-4961

## 生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障害者または高齢者世帯に対し、資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことで、その経済的自立及び生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

資金の種類ごとに、貸付の要件、貸付限度額等それぞれの用途に応じた貸し付けが行われています。  
申し込み窓口は現在居住している市区町村社会福祉協議会です。

詳細については、市社会福祉協議会、もしくは福岡県社会福祉協議会へお尋ねください。

### ○ 市社会福祉協議会

市町名	担当	住所	電話番号
久留米市 (田主丸町)	久留米市 社会福祉協議会	久留米市長門石 1-1-34 総合福祉センター内	0942-34-3035
うきは市	うきは市 社会福祉協議会	うきは市吉井町 347-1 うきは市総合福祉センター内	0943-76-3977

### ○ 福岡県社会福祉協議会

生活福祉資金部 生活福祉資金課

TEL：092-584-3377

住所：春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 西棟 6F

## 生活保護

生活していく中で様々な事情で経済的に困ることがあります。生活保護は、このように困っている方に対して経済的な援助を行いながら生活を保障し、一日も早く自分の力で生活できるように手助けをする制度です。

### 1 生活保護の仕組み

生活保護は世帯を単位として決定されます。つまり一緒に生活している世帯全員の収入が国の定めた最低生活費の基準を下回ったときに保護に該当することになります。

### 2 最低生活費とは

世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費、介護費をあわせたものです。国が定めた基準により、世帯人数、年齢などの世帯の状況によって金額が異なります。

### 3 生活保護を受ける前に

- ① 生活に困っていますか？
- ② 身内からの援助はありませんか？
- ③ 預金や保険、資産の活用はできませんか？
- ④ 他の制度を活用できませんか？

(年金、雇用保険、健康保険、自立支援医療、傷病手当金、労災保険、児童手当、児童扶養手当など)

### 4 生活保護が決まるまで

- ① 相談 お近くの民生委員、市町村役場及び福祉事務所へご相談ください。
- ② 申請 福祉事務所で保護申請に必要な書類を受け取って、必要事項を記入し提出ください。
- ③ 調査 申請があると福祉事務所のケースワーカーが家庭訪問等を行い、生活状況や保護の要件が満たされているかどうかを調査します。
- ④ 決定 調査に基づき、国の定めを基準として世帯の最低生活費と収入とを比較し、保護が必要かどうか決定します。
- ⑤ 通知 保護を受けられる場合 → 生活保護開始決定通知書を交付します  
保護が受けられない場合 → 生活保護却下決定通知書を交付します

※保護の決定は原則として申請から 14 日以内に、また調査などに時間がかかった場合には 30 日以内に決定し通知されます。

※福祉事務所が行ったこれらの保護決定処分の内容に不服のある場合は、その通知書を受け取った日の翌日から 60 日以内に福岡県知事に対して、不服の申し立てをすることができます。

### 5 窓口

市町名	担当	電話番号
久留米市(田主丸町)	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2113
うきは市	うきは市福祉事務所 保護係	0943-75-4962